

自動車リサイクル法 解体業・破砕業
許可申請の手引き

令和 5 年 3 月

沖縄県 環境部 環境整備課

目 次

はじめに

1 解体業及び破碎業の申請から許可までの流れ	1
2 申請方法等	
(1) 提出部数	2
(2) 申請手数料	2
(3) 受付場所	2
3 注意事項	3
4 許可申請時の提出書類について	
(1) 解体業の新規・更新許可申請時の必要書類	5
(2) 破碎業の新規・更新許可申請時の必要書類	7
(3) 破碎業の変更許可申請時の必要書類	9

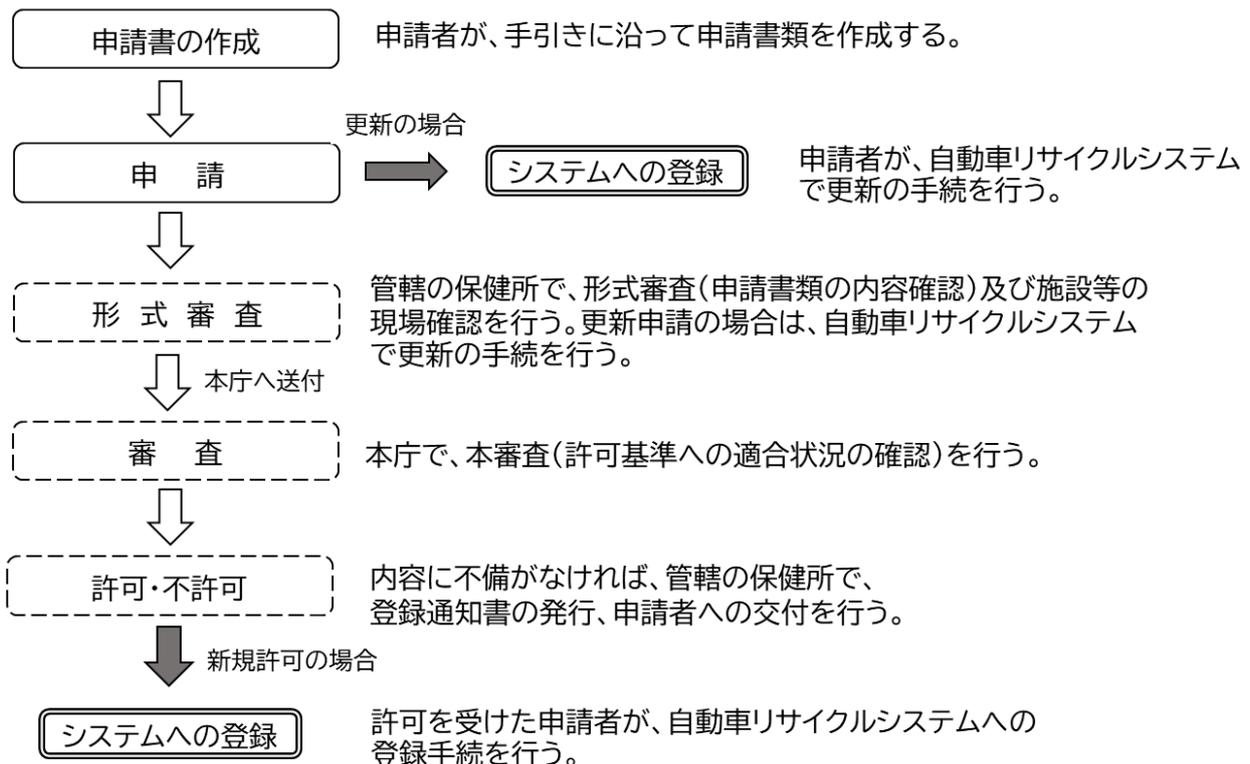
はじめに

沖縄県内において、使用済自動車の解体、解体自動車の破砕及び破砕前処理(圧縮等)を行う場合は、自動車リサイクル法に基づき、沖縄県知事(那覇市内に事業所を設置する場合は那覇市長)の許可を受けなければなりません。また、使用済自動車から部品を取り外す行為(部品取り)は解体行為に該当するため、解体業の許可が必要です。

解体業及び破砕業の許可の有効期間は、許可の日から5年間となります。

この手引きは、解体業及び破砕業の許可申請手続等について説明しています。

1 解体業及び破砕業の申請から許可までの流れ



2 申請方法等

(1) 提出部数

申請書類の提出部数は正副2部です。(申請者控えが必要であれば3部をご用意ください。)

※ 副本は、正本の写し(コピーしたもの)で構いません。

(2) 申請手数料

申請に当たっては、次の申請手数料が必要となります。沖縄県収入証紙を購入し、申請手数料貼付用紙に貼付してください。

許可申請の種類		申請手数料の額(円)
解体業	新規許可	78,000
	更新許可	70,000
破砕業	新規許可	84,000
	更新許可	77,000
	変更許可	67,000

(3) 受付場所

受付場所は、主たる事業所の所在地を管轄する保健所です。

事業所とは、①電子マニフェストによる移動報告等の事務処理を行う場所、②解体作業場、③破砕作業場、④保管場所(使用済自動車、解体自動車、シュレッダーダスト、その他廃棄物、有用部品等の保管場所)などが該当します。

主たる事業所とは、複数設置する事業所のうち「事務を行う場所を有する事業所」、規模(施設の数、処理能力、敷地面積等)の大きな事業所、「設置時期の早い事業所」などが該当します。

※ 事務を行う場所と作業場(解体・破砕)、保管場所が異なる場所にある場合は、作業場もしくは保管場所の所在地を所管する保健所が窓口となります。

※ 1つの事業所が複数の保健所管内にまたがる場合など管轄保健所が不明な場合は、お近くの保健所又は環境整備課へご相談ください。

各保健所連絡先

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-989-6610 沖縄市字美原1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6846 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

※ 申請の際には、担当者の形式審査を受けて下さい。

※ あらかじめ管轄の保健所に連絡して、来所日時を担当者と調整してください。

※ 那覇市内に事業所を設置する場合には、那覇市長の許可を受ける必要があります。
那覇市環境政策課(TEL:098-951-3231)までお問合せ下さい。

3 注意事項

(1) 申請書様式については、沖縄県環境整備課のウェブページ上で入手できます。

URL:<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/recycle/car.html>

(2) 申請書等の作成を行政書士に委任する場合は、委任状を提出して下さい。

委任状には、次の事項を記載してください。

- ① 「委任状」であることの記載
- ② 委任者(押印)
- ③ 委任の範囲
- ④ 行政書士の氏名、登録番号
- ⑤ 委任した日付

(3) 申請書及び添付書類への押印の要・不要については、以下のとおりです。

【押印不要】 申請書、届出書、誓約書、使用人証明書

【押印必要】 賃貸借契約書、使用承諾書、行政書士への委任状など

(4) 自動車リサイクル法関連業のうち、異なる申請を同時に行う場合(例:解体業と破砕業を同時に申請する場合)は、住民票等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの申請書等にはその写し(コピーしたもの)でも構いません。

例:解体業と破砕業を同時に申請する場合

解体業 → 公的書類は、原本を添付

破砕業 → 公的書類は、解体業に添付した原本の写し(コピー)を添付

(5) 解体業及び破砕業において、使用済自動車等を不適正に大量保管をしている実態がある場合、当該使用済自動車等を適正に処理できるかを判断するための改善計画書の提出が必要となります。当該書類の提出にあたっては、別途保健所へ相談して下さい。

(6) 自動車リサイクル法関連業を行うにあたって、自動車リサイクル法以外の法律(他法令でも規制を受ける場合には他法令の許認可等も受ける必要があります。

申請の際には、他法令の規制の状況についても十分に確認して、他法令に基づく手続を行って下さい。

また、新規許可申請を行う場合、又は新しく事業場を設置する場合には、関係法令手続状況を示す書類(添付書類様式4)の提出が必要となります。

自動車リサイクル法関連業の施設設置に係る主な関係法令等

関係法令等	調整機関
「建築基準法」に基づく許可、建築確認	県建築指導課、都市計画課 市町村都市計画課
「沖縄県県土保全条例」に基づく開発許可	県県土・跡地利用対策課
「森林法」に基づく開発許可	県森林管理課
「農地法」に基づく転用許可	県農政経済課 市町村農政課
「沖縄県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価の実施	県環境政策課
「自然公園法」に基づく工作物の新增改築の届出・許可	県自然保護課
「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づく届出	各保健所、県環境保全課
「土壌汚染対策法」に基づく届出	各保健所、県環境保全課

※ 以上の他にも関連する法令の規制がありますので、沖縄県県土・跡地利用対策課にお問い合わせ下さい(TEL:098-866-2040)。

4 許可申請時の提出書類について

(1) 解体業の新規・更新許可申請時の必要書類 No.1

必要書類	備考
1 解体業許可(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第五(第五十五条関係)
2 事業計画書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式2-1(解体業者用) ※ 引取実績等については自動車リサイクルシステムへの報告件数と整合を取ることを
3 収支見積書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式2-2(解体業者用)
4 施設付近の見取図 <input type="checkbox"/>	・全ての施設(解体作業場、駐車場、保管場所等)について、公図及び周辺見取図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
5 解体業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 <input type="checkbox"/> ※ 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能	・使用済自動車(解体自動車)保管施設の図面にあつては、周辺囲い(入口の状況を含む。)、床面、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・解体作業場にあつては、屋根及び壁、床面の状況、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・油水分離槽にあつては、その構造及び容量が確認できるものであること ・解体部品等(廃油・廃液類、鉛蓄電池、リチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、廃タイヤ、エアバグ類、蛍光灯、その他有用部品、廃棄物)の保管場所を全て示すこと ・施設の写真については、施設の全景、解体作業場、駐車場、保管場所、車両(車両番号が確認できるよう撮影)をそれぞれ添付すること ※ 各図面を添付するにあつては、別添「解体業の許可申請にあたって」に示す「施設に係る基準」を満たすことが確認できるものとする
6 施設の所有権(使用权原)を証する書類 <input type="checkbox"/> 【解体作業場・保管場所等】 ○土地(建物)の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 【車両】 ○自動車検査証(車検証)の写し <input type="checkbox"/> 【その他解体に用いる施設】 ○売買契約書の写し等 <input type="checkbox"/>	・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用权原を証する書類も併せて添付すること ※ 使用权限を証する書類の使用の目的には、「自動車リサイクル法関連業に使用する」旨を必ず記載すること ・登記簿上の地目が畑や田の場合、非農地証明書又は農地転用申請書(鑑)を添付すること ・電子車検証の場合は、車検証の写し及び自動車検査証記録事項を提出すること

次ページに続く

解体業の新規・更新許可申請時の必要書類 No.2

必要書類	備考
7 【申請者が個人の場合】 ○住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>	
8 【申請者が法人の場合】 ○登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> ○役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> ○株主又は出資者の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> ※ 株主等が法人の場合にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・登記事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの ・住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの ※ 外国人については国籍等の記載のあるもの
9 【使用人がいる場合】 ○使用人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 <input type="checkbox"/>	・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について 【個人の場合】住民票及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【法人の場合】登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 ○法定代理人の住民票及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 【法定代理人が法人の場合】 ○定款又は寄付行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>	「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること
11 標準作業書 <input type="checkbox"/>	・標準作業書の全文の写しを添付すること。 ※ 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」(平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ)を参考とすること
12 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1-3
13 関係法令手続状況を示す書類 ※ 更新許可申請の場合、省略可能 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式4
14 許可証の写し <input type="checkbox"/>	・更新申請時のみ

(2) 破碎業の新規・更新許可申請時の必要書類 No.1

必要書類	備考
1 破碎業許可(更新)申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第八(第六十条関係)
2 事業計画書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式3-1 ※ 引取実績等については自動車リサイクルシステムへの報告件数と整合性を取ることに
3 収支見積書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式3-2
4 事業所等の付近の見取図 <input type="checkbox"/>	・全ての施設(解体作業場、駐車場、保管場所等)について、公図及び周辺見取図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
<p>5 破碎業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 <input type="checkbox"/></p> <p>※ 更新許可申請の場合、内容に変更がなければ省略可能</p>	<p>・解体自動車(圧縮、せん断後の解体自動車を含む。)保管施設の図面にあつては、周辺囲い(入口の状況を含む。)の状況が確認できるものであること</p> <p>・油水分離槽にあつては、その構造及び容量が確認できるものであること</p> <p>・破碎処理後物(シュレッダーダスト、有用金属、廃棄物)についての保管場所を全て示すこと</p> <p>・シュレッダーダストの保管施設にあつては、床面の状況、排水処理施設等、屋根、側壁の状況が確認できるものであること</p> <p>・施設の写真については、施設の全景、破碎作業場、駐車場、保管場所、車両(車両番号が確認できるよう撮影)をそれぞれ添付すること</p> <p>※ 各図面を添付するにあつては、別添「解体業・破碎業の許可申請にあたって」に示す「施設に係る基準」を満たすことが確認できるものとする</p>
<p>6 施設の所有権(使用権原)を証する書類 <input type="checkbox"/></p> <p>【破碎作業場・保管場所等】</p> <p>○土地(建物)の登記事項証明書</p> <p>【車両】 <input type="checkbox"/></p> <p>○自動車検査証(車検証)の写し</p> <p>【その他破碎に用いる施設】 <input type="checkbox"/></p> <p>○売買契約書の写し等</p>	<p>・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用権原を証する書類も併せて添付すること</p> <p>※ 使用権限を証する書類の使用の目的には、「自動車リサイクル法関連業に使用する」旨を必ず記載すること</p> <p>・登記簿上の地目が畑や田の場合、非農地証明書又は農地転用申請書(鑑)を添付すること</p> <p>・電子車検証の場合は、車検証の写し及び自動車検査証記録事項を提出すること</p>

次ページに続く

破産業の新規・更新許可申請時の必要書類 No.2

必要書類	備考
7 【申請者が個人の場合】 ○住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>	
8 【申請者が法人の場合】 ○登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> ○役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> ○株主又は出資者の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> ※ 株主等が法人の場合にあつては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・登記事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの ・住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの ※ 外国人については国籍等の記載のあるもの
9 【使用人がいる場合】 ○使用人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書 <input type="checkbox"/>	・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について 【個人の場合】住民票及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【法人の場合】登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 ○法定代理人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 【法定代理人が法人の場合】 ○定款又は寄付行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> ○役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/>	「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること
11 標準作業書 <input type="checkbox"/>	・標準作業書の全文の写しを添付すること。 ※ 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」(平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ)を参考とすること
12 誓約書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式1-3
13 関係法令手続状況を示す書類 ※ 更新許可申請の場合、省略可能 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式4
14 許可証の写し <input type="checkbox"/>	・更新申請時のみ

(3) 破碎業変更許可申請時の必要書類 No.1

※ 添付書類については、変更後のものについて提出して下さい。

必要書類	備考
1 破碎業変更許可申請書 <input type="checkbox"/>	・様式第十(第六十三条関係)
2 事業計画書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式3-1 ※ 引取実績等については、自動車リサイクルシステムへ報告した件数との整合性と取ること
3 収支見積書 <input type="checkbox"/>	・添付書類様式3-2
4 事業所等の付近の見取図 <input type="checkbox"/>	・全ての施設(解体作業場、駐車場、保管場所等)について、公図及び周辺見取図又は地図の写し等を添付し、位置をマーカー等で示すこと
5 破碎業を行おうとする施設の構造を明らかにする図面(平面図、立面図、断面図、構造図)、設計計算書、施設の写真 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・解体自動車(圧縮、せん断後の解体自動車を含む。)保管施設の図面にあつては、周辺囲い(入口の状況を含む。)の状況が確認できるものであること ・破碎処理後物(シュレッダーダスト、有用金属、廃棄物)についての保管場所を全て示すこと ・シュレッダーダストの保管施設にあつては、床面の状況、排水処理施設等、屋根、側壁の状況が確認できるものであること ・解体作業場にあつては、屋根及び壁、床面の状況、油水分離槽及びこれに接続している排水溝の状況が確認できるものであること ・施設の写真については、施設全景、破碎作業場駐車場、保管場所、車両(車両番号が確認できるよう撮影)をそれぞれ添付すること ※ 各図面を添付するにあつては、別添「解体業・破碎業の許可申請にあたって」に示す施設に係る基準を満たすことが確認できるものとする
6 施設の所有権(使用権原)を証する書類 【破碎作業場・保管場所等】 ○土地(建物)の登記事項証明書 【車両】 ○自動車検査証(車検証)の写し 【その他破碎に用いる施設】 ○売買契約書の写し等 <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・他者から借りている場合は、左記の書類に加えて、賃貸借契約書や使用承諾書の写し等の使用権原を証する書類も併せて添付すること ※ 使用権限を証する書類の使用の目的には、「自動車リサイクル関連業に使用する」旨を必ず記載すること ・登記簿上の地目が畑や田の場合、非農地証明書又は農地転用申請書(鑑)を添付すること ・電子車検証の場合は、車検証の写し及び自動車検査証記録事項を提出すること

次ページに続く

破産業変更許可申請時の必要書類 No.2

※ 添付書類については、変更後のものについて提出して下さい。

必要書類	備考
7 【申請者が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	
8 【申請者が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) <input type="checkbox"/> 株主又は出資者の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) ※ 株主等が法人の場合にあっては、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	・登記事項証明書、住民票は発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの ・住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がなく、本籍の記載のあるもの ※ 外国人については国籍等の記載のあるもの
9 【使用人がいる場合】 <input type="checkbox"/> 使用人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)、使用人証明書	・株主又は出資者のうち、発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者について 【個人の場合】住民票及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【法人の場合】登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
10 【申請者が未成年者の場合】 【法定代理人が個人の場合】 <input type="checkbox"/> 法定代理人の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 【法定代理人が法人の場合】 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/> 役員の住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	・「使用人証明書」については、令第5条に規定する使用人であることが確認できる書類とすること
11 標準作業書	・標準作業書の全文の写しを添付すること。 ※ 標準作業書の記載にあたっては、「自動車リサイクル法 標準作業書ガイドライン」(平成16年2月、標準作業書等ガイドライン検討ワーキンググループ)を参考とすること
12 誓約書	・添付書類様式1-3
13 許可証の写し	・直近に交付されたもの